

「普通預金規定（無通帳口）」は下記のとおりでございます。

なお、下記以外のお取扱いにつきましては、「預金等共通規定」および「普通預金規定」によりお取扱いさせていただきます。

普通預金規定（無通帳口）

（令和2年4月1日現在）

1.（預金契約の成立）

当行は、お客さまからこの預金にかかる当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金にかかる契約が成立するものとします。

2.（通帳発行の省略）

この預金については、通帳の発行を省略します。

3.（取引明細の通知）

この預金の取引明細は、当店が作成する「普通預金お取引照合表」に記載して通知しますので、別に交付する「普通預金取引明細帳」に綴り込んで保管してください。

ただし、前回通知後、取引に異動のない場合は通知を省略します。

4.（取扱店の範囲）

この預金は、本店のみで取扱います。当行の他の店舗での預入れ、払戻しはできません。

5.（証券類の受入れ）

(1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券でただちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れます。

(2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。

(3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。

(4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

(5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

6.（振込金の受入れ）

(1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。ただし、この預金の名義人より、当該振込にかかる入金拒否の申出がある場合には、入金を受入をせず、資金を振込人に返却します。また、この預金口の名義人に相続が開始した後（当行が預金口座名義人死亡の届出を受けた後）の振込資金は、入金を受入れをせず、資金を振込人に返却します。

(2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

7.（受入証券類の決済、不渡り）

(1) 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。

(2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合はただちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を普通預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。

(3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかぎり、その証券類について権利保全の手続をします。

8.（預金の払戻し）

(1) この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して提出

してください。

- (2) この預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続きをしてください。
- (3) 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

9. (利 息)

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当行所定の日到店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。

なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

10. (届出事項の変更等)

- (1) 印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、ただちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 印章を失った場合のこの預金の払戻しまたは解約は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

11. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

12. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

13. (解 約)

この預金口座を解約する場合には、届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。

14. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上